

函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の長期化が、すべての子育て世帯の家計に厳しい影響を及ぼしていることを踏まえ、地域全体で子育てを応援するという観点から、国の子育て世帯生活支援特別給付金の支給の対象とならない子育て世帯を対象に、子育て世帯物価高騰緊急給付金（以下「給付金」という。）を支給することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和5年度分（令和4年收入）の市町村民税均等割が課税である者とする。

- (1) 令和5年3月31日（同年4月1日以降に出生した児童を養育する場合は当該児童の誕生日。以下「基準日」という。）現在において、本市に住民登録があり、かつ、平成17年4月2日（令和5年4月分の特別児童扶養手当を受給している場合、または特別児童扶養手当が所得制限により支給されていない場合には、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに出生した児童（配偶者を有する者を除く。以下「対象児童」という。）を養育する者

- (2) その他特段の事情により前号に相当すると市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、本市または他の市町村等から国の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っていた場合は、給付金の支給対象者とししないものとする。

(給付金の支給等)

第3条 市は、前条の規定による給付金の支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 給付金の額は、対象児童1人あたり2万円とする。

(申請不要の支給の方式)

第4条 市長は、令和5年4月分の児童手当を本市から受給している者、令和4年度の市の子育て世帯物価高騰等緊急給付金および子育て世帯

冬季生活支援特別給付金の受給者で基準日において本市に住民登録のある者に対し、給付金の支給の事前通知を行い、受給の意向を確認、同意を得た上で、給付金の支給を決定し、別記第1号様式の通知書を送付する。この場合において、支給対象者は、支給を希望しない場合は、別記第2号様式の給付金受給拒否の届出書により届出を行う。

2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げるいずれかの方式により、速やかに支給対象者に対し、給付金を支給する。この場合、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 令和4年度の市の子育て世帯物価高騰等緊急給付金および子育て世帯冬季生活支援特別給付金の申請の際に、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式。

(3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に別記第3号様式の支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 支給対象者は、前項第1号または第2号に規定する指定口座の口座情報に変更があったときは、別記第3号様式の支給口座登録等の届出書により届出を行う。市長は、当該届出書に記載された変更後の指定口座に振り込む方式により、速やかに支給対象者に対し、給付金を支給する。

(申請による支給に係る申請受付開始日および申請期限)

第5条 申請による給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。ただし、令和6年3月分の児童手当の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和6年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第6条 申請により給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第4号様式の申請書(以下「本給付金申請書」という。)により申請を行う。市長は、審査をした上で、給付金の支給を決定する。

2 申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 前項の申請には、運転免許証、健康保険証等の写し等の本人確認書類、金融機関のキャッシュカード等の写し、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 給付金は、原則として、申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより令和6年3月31日までに支給するものとする。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を確認の上支給の可否を決定し、支給を決定したときは別記第1号様式の通知書により、不支給を決定したときは別記第5号様式の通知書により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(申請書の補正が行われない場合の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備

による振込不能等があり，市が確認等に努めたにもかかわらず，市が定める期限までに申請書の補正が行われないうとき，その他申請者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは，当該申請が取り下げられたものとみなす。

（返還）

第9条 市長は，偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるとき，または給付金支給後の家計の急変等により国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者となったため，国の子育て世帯生活支援特別給付金の申請を希望する旨を申し立てた者があるときは，給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すとともに，期限を定めて給付金の返還を命ずるものとし，別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第10条 申請者は，給付金の支給を受ける権利を譲り渡し，または担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和5年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は，令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし，この要綱の失効の際現に第7条の規定による支給の決定を受けている者に対する給付金の支給等については，この要綱の規定はなおその効力を有する。

函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金受給拒否の届出書

市
受付印

函館市長 様

- 1, 私は, 函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金の受給について拒否することを, ここに届け出ます。
- 2, 本届出により, 函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金の受給を拒否する者が本人であることを証明するため, 本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

- ※ 運転免許証, 健康保険証, マイナンバーカード(表面), 年金手帳, 介護保険証, パスポート等の写し等, 本人確認書類を貼付してください。

函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金支給口座登録等の届出書

函館市長 様

下欄の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、**届出します。**

市
受付印

1.届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

2. 受取方法 (ア・イ どちらかのチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)



ア 指定の金融機関口座(原則、1の届出者の口座とします。)への振込みを希望

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めで お書きください。	口座名義(フリガナのみ) ※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。



イ 窓口での現金支給を希望

3. 誓約・同意事項(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)



函館市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により
支払が完了せず、かつ、令和6年3月15日までに、市が届出者に連絡・確認できない
場合に、函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金が支給されないことに同意します。

裏面もございますのでご確認ください。

4. 添付書類

① 本人確認書類添付箇所 ※ 届出者全員添付

※ 運転免許証, 健康保険証,
マイナンバーカード(表面),
年金手帳, 介護保険証,
パスポート等の写し等,
本人確認書類を貼付してください。

② 新規振込口座指定者 ※ 2.アの選択者のみ

※ 通帳やキャッシュカードの写し等,
受取人口座の金融機関名
口座番号・口座名義人を確認できる
部分の写しを貼付してください。

令和5年度 函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金申請書(請求書)

住所	世帯主様の住所・氏名が印刷されています。
世帯主氏名	

受付		審査		入力		確認	
----	--	----	--	----	--	----	--

受付年月日

整理番号
XXXXXXXXXX

記入日
令和 年 月 日

函館市長 様

裏面の①～⑦の誓約・同意事項に同意し、下記のとおり申請します。

(1) 申請・請求者氏名

(フリガナ) 申請者氏名		性別	生年月日	昭和・平成	電話	—	現住所
			年 月 日				

(2) 給付金申請児童 (平成17年4月2日～令和6年2月29日までに出生した児童)

(一定の障がいにより、特別児童扶養手当等を受給している場合は20歳未満の児童も含まれます。)

	氏名	生年月日		氏名	生年月日
1	印刷されています	印刷されています	5		
2			6		
3			7		
4			8		

(3) 受取方法 (ア・イ どちらかのチェック欄(□)に『✓』を記入の上、必要事項を記入してください。)



ア 指定の金融機関口座(原則、(1)の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

金融機関名				支店名		分類	口座番号				口座名義(フリガナのみ) ※申請者の名義となります。 ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード	1 銀行	5 農協	支店コード	本・支店	分類	1 普通					
	2 金庫	6 漁業		本・支所							
	3 信組	7 信漁連		出張所							
	4 信連										

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。



イ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関口座がない方など、どうしても口座による受け取りができない方に限ります。

**裏面もございますので
ご確認ください。**

(4) 提出書類

①本人確認書類添付箇所 ※届出者全員添付

※ 運転免許証、健康保険証、
マイナンバーカード(表面)、
年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し等、
本人確認書類を貼付してください。

②振込口座指定者 ※(3).アの選択者のみ

※ 通帳やキャッシュカードの写し等、
受取人口座の金融機関名
口座番号・口座名義人を確認できる
部分の写しを貼付してください。

※ その他追加提出書類が必要な方(下記に該当する方は提出書類の写しを同封してください。)

- 児童と別居している方 … 児童の世帯の住民票
(児童手当受給者(公務員を除く)、公務員や高校生世帯で、国や市の給付金で提出済みの場合は不要)
- 里親の方 … 委託・措置決定通知書の写しなど
- その他養育者の方 … 対象児童の実親の状況がわかる資料や申立書

以下の誓約・同意事項をお読みになり、同意のうえ申請してください。

なお、本市または他の市町村で、

国の「子育て世帯生活支援特別給付金」受給済の方は対象外となりますのでご注意ください。

【誓約・同意事項】

- ① 函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- ② 給付金の支給要件の該当性などを審査等するため、函館市が必要な住民基本台帳情報、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当のほか、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、函館市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 函館市が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月15日までに、函館市が申請・請求者に連絡・確認できない場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑦ 同一児童について、給付金を受給済みではありません。
(受給していた場合には、給付金を返還します。)

別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（申請者住所）

（申請者氏名） 様

函館市長

印

函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金支給決定取消および
返還通知書

年 月 日付けで支給の決定をした，函館市子育て世帯
物価高騰緊急給付金については，下記のとおり，支給の決定の全部また
は一部を取り消したので，返還されるよう通知します。

記

取消しの理由	
支給済額 (取消後支給決定額)	円 (円)
返還金額	
返還期日	年 月 日